

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーからの支持を得ながら、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、内部統制システムを整備、運用し、スピード感をもって、健全で効率的な経営ができることを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-3 株主総会における権利行使】

株主総会の日程については、会計監査人の監査時間を確保するため6月末に開催しております。今後は株主との建設的な対話を充実させるために、議案の検討時間を十分に確保できるよう努めてまいります。

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

議決権の電子行使については、株主の皆様のご要望、ご意見を参考にしつつ、各種手続き、費用等を勘案し検討をすすめてまいります。招集通知の英訳については、2016年3月末現在、外国法人等の株主構成比率は1.4%と低いため、招集通知の英訳への取り組みは考えておりません。今後外国人株主比率等の推移を勘案し、検討してまいります。

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

当社は現在、定款第13条の定めるところにより株主名簿上の株主と相違する場合には、株主総会への出席を認めておりません。信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、信託銀行等と協議の上で対応を行います。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、中長期的な企業価値向上のために持続的な成長が必要と考え、成長投資とリスク許容できる株主資本の水準が重要であると認識しております。

また、配当については生産設備などの成長投資と財政基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、安定かつ継続的に行うことを基本としております。

なお、自己株式の取得については、市場環境や資本効率を勘案し、適切な時期に実施してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

2016年3月末現在、外国法人等の株主構成比率は1.4%であり、現時点では当面の事業展開、またコスト面からも英語による情報の開示を考えておりません。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

現在、当社には最高経営責任者等の後継者の計画はありませんが、取締役会は、将来にわたって当社の持続的な発展に向けた経営体制を構築することに努めてまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会では、業務遂行の責任を担う執行役員等からの提案は、会社の活性化や継続的な成長に不可欠なものと認識し、支援策を含めリスクとリターンについて十分に議論を行っております。

取締役および経営陣の報酬については、基本報酬と単年度の業績に連動した報酬で構成し、中長期的な会社の業績や潜在リスクを反映させる、インセンティブを付与しておりません。今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

取締役、執行役員の報酬については、基本報酬(月額報酬)と業績連動報酬とで構成しております。中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社の独立社外取締役は2名であり、筆頭独立社外取締役はおりませんが、監査役会にオブザーバーとして参加することで監査役会との連携も図れており、また常勤監査役が経営陣との連携・調整を行い、連携体制を構築しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多彩な社内取締役と経営者としての豊富な知識と高い見識を有する社外取締役で構成されております。

また、監査役会は長年にわたる経理業務の経験を有する常勤監査役と公認会計士、弁護士により構成されております。

取締役会の実効性に関する分析・評価につきましては、実効性および監督機能を向上させるべく取締役会の中で「当社が求めるあるべき姿」を議論していくこととし、当面の実施は考えておりません。

【補充原則5-1-3 株主との建設的な会話に関する方針】

毎年3月末および9月末時点の株主名簿を基に、株主構造を把握しております。実質株主の把握については、費用等を勘案しながら必要に応じて対応してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画における収益目標については、当社ホームページにて売上高500億円、経常利益率3.8%と開示しております。

資本効率に対する目標は設定しておりませんが、今後設定について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との業務提携の更なる強化や、安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合、政策保有目的で株式を保有することを基本方針としております。

また、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引について、会社や株主共同の利益を害することがないように適切に行っており、取引にあたっては取締役会の承認を得るとともに、取引状況を取締役会へ報告するよう体制を整備しております。またその内容については、株主総会招集通知等にて開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念等や経営戦略

(1) 経営理念

『おいしさと楽しさ』をモットーに、消費者ニーズに応える商品づくりを通じ、健康で豊かな食文化の向上に貢献し、顧客、取引先、社会に信頼され、そして従業員、株主、企業それぞれが充足することをめざしてまいります。

(2) 中期経営計画

4つの基本戦略として、『継続的な売上成長』『コスト競争力の強化』『人材の育成』『環境への取り組み』を掲げ、2016年3月期から2020年3月期までの5ヶ年の中期経営計画を策定し、当社ホームページにて開示しております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーからの支持を得ながら、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、スピード感をもって健全で効率的な経営が実現できることを目指し、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

3. 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針と手続

取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針と手続につきましては、事業報告書、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に開示いたしております。

4. 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者を役員規定に基づき、代表取締役社長が取締役会に提案し、決議しております。

また、監査役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上と中立的・客観的に監査を行える人物を選定し、代表取締役社長が提案し、監査役会で協議し同意を得た上で、取締役会で決議しております。

5. 取締役・監査役候補者の指名を行う際の説明について

取締役候補者、監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は「取締役会規程」を定めており、取締役会は、当該「取締役会規程」に則り、法令および定款に定められた事項、当社および当社グループの重要事項等を決定します。また、取締役会の監督のもと執行役員で構成する経営会議には、当社および当社グループに関する経営および各業務運営に関する重要な事項を協議・決定しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、第46期株主総会において新たに独立社外取締役1名が選任され、独立社外取締役は2名の体制となりました。当社が社外取締役に求めている、経営に関する豊富な知見と高い見識に基づき、取締役会でこれまで以上に有益な発言をいただくとともに、自由闊達な議論を行うことによってさらに取締役会を活性化させてまいります。

【原則4-9 社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準を参照のうえ、下記の通り社外役員の独立性の判断基準を制定しております。

社外役員の選任及び独立性に関する基準

(目的)

第1条 本基準は、当社における社外取締役及び社外監査役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的とする。

(社外取締役)

第2条 社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

(社外監査役)

第3条 社外監査役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第335条第1項で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

(社外役員の独立性)

第4条 当社における社外取締役又は社外監査役(以下、併せて「社外役員」と総称する。)のうち、以下の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。

2. 当社の大株主(直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者) 又はその業務執行者(取締役、監査役、執行役員または使用人をいう、以下同じ)である者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
直近事業年度における当社または子会社からの取引高が年間連結売上高の2%以上占める者をいい、12項(3)に記載
4. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
直近事業年度における当社または子会社との取引高が年間連結売上高の2%以上占める者をいい、12項(3)に記載
5. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者)
7. 当社の主要借入先(直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先) 又はその業務執行者である者
8. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者(ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者である者)
9. 過去5年間において、上記1から8のいずれかに該当していた者
10. 上記1から8のいずれかに掲げる者(ただし、重要な者に限る。)の二親等以内の親族 または同居の親族
11. 過去10年間において、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人である者、またいずれかに該当していた者の二親等以内の親族 または同居の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

(2) 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

(3) 本条において「当社を主要な取引先とする者」とは、直前事業年度における当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。また、「当社の主要な取引先」とは、直前事業年度における当社への当該取引先からの支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者をいう。

【補充原則4-1-1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む7名体制で構成しており、業務執行取締役については製造および販売、情報システム、人事・経理財務等の業務経験・知識を有する者から選任し、社外取締役に監督機能を重視することから会社経営の経験及び見識を有する者を選任し多様性を図っております。

【補充原則4-1-1-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の社外取締役、社外監査役をはじめ取締役、監査役はその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を当社の取締役・監査役の業務に振り向けられ、兼職についても合理的な範囲内に留めていることを確認した上で候補者として選定しています。

また、社外取締役、社外監査役の兼任状況は、有価証券報告書、事業報告書にて毎年開示しております。

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の分析・評価は実施しておりません。また、実効性および監督機能を向上させるべく取締役会の中で「当社が求めるあるべき姿」を議論していくこととし、当面の分析・評価の実施は考えておりません。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、社外取締役、社外監査役を迎えるに際しては、生産現場となる工場の見学に加え、会社の事業・財務・組織等に関する情報を提供しています。

取締役・経営陣においては、会社法をはじめとする会社経営知識の習得に関し、外部講師による研修を行っています。

また、監査役においては、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、業務及び会計に関する監査スキルを習得しております。

【原則5－1 株主との建設的な会話に関する方針】

当社は、経営計画室をIR担当部署とし、株主との建設的な対話を重視しています。

また、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営方針に理解を得る努力を行うとともに株主等の声に耳を傾けることで資本提供者からの意見を汲み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エム	997,000	7.17
松本 恵美子	738,000	5.31
シノプフーズ取引先持株会	697,483	5.02
松本 隆次	697,000	5.01
佐々木 真司	694,000	4.99
松本 龍也	461,529	3.32
松本 崇志	411,374	2.96
株式会社近畿大阪銀行	217,809	1.57
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	158,200	1.14
シノプフーズ従業員持株会	157,550	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 道彦	学者											
中野 由里(戸籍上の氏名は松田 由里)	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 道彦	○	——	株式会社ワコール(現株式会社ワコールホールディングス)において会社経営に携われてきた豊かな経験と大学院教授としての高い見識から社外取締役をお願いしております。また、当社とは人的関係、資本的關係、取引関係など利害関係はないことから当社経営陣に対する独立性は確保され、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しており、透明性の高い監督機能を発揮いただけてと考えております。
中野 由里(戸籍上の氏名は松田 由里)	○	——	税理士として培われた会計・財務に関する専門的な知識に加え、経営コンサルタントとしての卓越した見識から、社外取締役をお願いしております。当社は人的関係、資本的關係、取引関係など利害関係はないことから当社経営陣に対する独立性は確保され、また一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しており、透明性の高い監督機能を発揮いただけてと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

記載事項なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、三様監査の有効性及び実効性を高めるために、財務報告に係る内部統制監査については、監査計画および監査結果などをもとに三者で協議する機会を設けております。また、監査役は、会計監査人と定期的及び必要に応じて会合をもち、監査計画の説明および監査結果などの報告を受け、意見交換、情報交換を行うなどの連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋爪 健治	公認会計士										△			
佐賀 千恵美	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋爪 健治	○	当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身であり、同監査法人と当社との間には監査契約に関する取引はありますが、その取引額の割合は当社の連結売上高の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。なお、当社と社外役員個人との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士として会計・財務に関する専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただけたと考え、社外監査役をお願いしております。また、4年間の社外監査役・独立役員としての実績および一般株主との利益相反が生じるおそれなく、当社経営陣に対する独立性が確保できていると判断いたします。
佐賀 千恵美	○	――	弁護士として培われた豊富な知識と幅広い見識から、社外監査役をお願いしております。また、当社とは人的関係、資本的関係、取引関係など利害関係はないことから当社経営陣に対する独立性は確保され、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断しており、客観的な監査業務を遂行していただけたと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4 名
------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に向けた貢献意欲をより高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記ストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び従業員を対象に、株式報酬型ストックオプションを付与。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員の区分ごとに、報酬の種類別総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。なお、取締役の報酬は、基本報酬(月額報酬)と業績連動報酬により構成しております。また、監査役報酬は、監査の独立性を確保する観点から、業績連動しない基本報酬のみで構成しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外監査役に対しては、適切な監査業務を遂行できるよう、適宜、会社情報を提供するとともに、社外監査役からの説明を求められたときは、取締役または従業員のうち適任者が説明に当たります。また、監査役が必要とした場合は、会社の費用にて外部専門家(弁護士、会計士など)との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役を含む取締役会と監査役会により、業務執行の監視・監督を行うとともに、監督と執行の分離を進めるために、執行役員制度を導入しております。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、経営戦略などの重要事項の決定を行っております。

(2) 経営会議

業務執行を担当する執行役員で構成する「経営会議」を設け、社長が議長を務め、社長権限の範囲内でスピード感をもって業務執行にかかる意思決定を行っております。

(3) 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成し、取締役会その他の重要な会議への出席を通じて、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。また、社外監査役は、それぞれ専門的な見地から意見を述べております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役2名を選任しております。

(4) 指名報酬諮問委員会

取締役の選解任、報酬については、取締役会の下に社外取締役を委員長とし、社外取締役2名、社内取締役2名で構成する「指名報酬諮問委員会」を設け、客観的な立場からの意見徴集を行った上、取締役会にて決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会設置会社として監査役会による適法性・妥当性の監査が機能する体制を選択し、ガバナンス体制の向上を図ることが相応しいと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より7日間早い3週間前に発送しております。
その他	株主総会では、株主に経営状況への理解を深めていただくため、モニター画面を用いて商品や現場の状況を説明しています。 総会終了後に自社製品や製品に使用された食材を使った料理を提供し、株主との懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページ上に公開しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 経営計画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シノブグループ行動憲章」に、企業のステークホルダーがご満足とご安心いただけるように最大限の努力をする旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに基づき、シノブグループの情報について積極的に適時開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、適宜見直しを行い、継続的な改善を通じてより適正かつ効率的な体制の構築に努めております。また、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、取締役および使用人の法令順守の徹底を図っております。なお、業務執行より独立した監査部が、内部統制システムの運用状況をモニタリングし、必要に応じて改善の指摘、指導を行っております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社および当子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役および使用人への法令遵守の徹底を図ります。

(2) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について、グループ全体の監査を行います。

(3) 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存および管理を行うとともに秘密保持に努めます。

3. 当社および当子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。

(2) リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。

4. 当社および当子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会が定めた当社グループの中期経営計画に基づき、当社および子会社が年度計画を策定し、取締役および執行役員等で構成される経営会議等において業績の進捗を管理しています。

(2) 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社のモニタリングを行うとともに、子会社の事業に関する重要な情報については当社の取締役会に報告することを求めています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。

(2) また、当該使用人の人事については、事前に監査役の同意を得たうえで行います。

8. 当社および当子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。

(2) 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役および使用人は監査役に速やかに報告します。

(3) 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。

(4) 内部通報制度にもとづき通報された事実を報告します。

(5) 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査役が必要とした場合には、外部専門家(弁護士、会計士など)との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。

(2) 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底を図ります。

2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.会社情報の適時開示についての基本方針

当社では、東京証券取引所への定めた適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます）に則り、情報取扱責任者（管理本部長）を定めるとともに、内部者取引の規制および内部情報（の管理）に関する規則を定め、これに従い、以下のとおり会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に必要な影響を与える事実や決算情報等（以下、「重要事実」といいます）の適時開示を図っております。

2.当社に係る情報

(1) 決定事実に関する情報

1) 重要な決定事項については、取締役会(原則月1回開催)において決定しております。

2) 決定された重要な事項については、適時開示規則に準拠し、開示の必要性について情報取扱責任者は関連部署と協議し、必要ある場合には、速やかに開示手続きをとっております。

(2)発生事実に関する情報

(2) 当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに情報取扱責任者へ連絡いたします。

2) 発生した重要な事項について必要ある場合には、情報取扱責任者は、速やかに開示手続きをとります。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部および関連部署は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっております。また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっております。

※金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システムTDnetを通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を近畿財務局あてに提出しております。

3.子会社に係る情報

各子会社に係る重要な情報については、子会社の管理を主管する管理本部長が速やかに開示手続きをとります。

4.重要事実の開示手続き

重要事実の開示は、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム(TDnet)、当社ホームページ、大阪証券記者クラブにおける資料投函、記者会見等により行っております。

また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては情報管理責任者が中心に対応しております。

